備考

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

総　務　大　臣　　印

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

別表第六号の二　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）

長　　辺

無　線　局　免　許　状

免許人の氏名又は名称				
免許人の住所				
無線局の種別		免許の番号		
免許の年月日		免許の有効期間		
無線局の目的			運用許容時間	
通信事項				
通信の相手方				
識別信号				
無線設備の設置場所又は移動範囲				
電波の型式、周波数及び空中線電力				
備考				

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

総　務　大　臣（注１）　　印

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

備考

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

総　務　大　臣　　㊞

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

別表第五号の二　基幹放送局、パーソナル無線及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条関係）

無　線　局　免　許　状

免許人の氏名又は名称				
免許人の住所				
無線局の種別		免許の番号		
免許の年月日		免許の有効期間		
無線局の目的			運用許容時間	
通信事項				
通信の相手方				
識別信号				
無線設備の設置場所又は移動範囲				
電波の型式、周波数及び空中線電力				
備考				

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

総　務　大　臣（注）　　㊞

305ミリメートル

216ミリメートル